

提供日 2022/03/28
タイトル 静岡県消費者基本計画を策定しました
担当 暮らし・環境部 県民生活局県民生活課
連絡先 消費者支援班
TEL 054-221-2257



静岡県消費者基本計画を策定しました ～持続可能な未来に向けた安全・安心で豊かな消費生活の実現を目指して～

県では、令和4年4月1日からの成年年齢引下げや、デジタル化の急速な進展、SDGsの採択など、消費者をめぐる環境の変化に対応するため、消費者基本計画を策定しました。

1 概要

(1) 計画期間

令和4年度(2022年度)から7年度(2025年度)までの4年間

(2) 基本理念

消費者の権利の尊重と消費者の自立支援を基本として、
県民の消費生活の安定及び向上に関する総合的な施策を計画的に推進する。

(3) 目指す姿

消費者・事業者・行政機関の共創によって、持続可能な未来に向け、
誰一人取り残すことのない、安全・安心で豊かな消費生活の実現を目指す。

(4) 施策体系

- 大柱1 自ら学び自立し行動する消費者の育成
- 大柱2 消費者被害の防止と救済
- 大柱3 商品・サービスの安全の確保と消費者取引の適正化
- 大柱4 消費者・事業者・行政機関のパートナーシップの強化

(5) 重点施策

- SDGsの達成に向け、「人が幸せになるエンカル消費」を推進
- 令和4年4月からの成年年齢引下げに対応するため、若者の消費者教育を推進
- 高齢化の更なる進行を受け、高齢者の見守り体制を強化
- 多様化・複雑化する消費者被害に対応するため、事業者指導、啓発を強化
- 県と市町との連携、消費者・事業者・行政機関のパートナーシップを強化

2 外部有識者等からの助言

本計画の策定について、県消費生活審議会やふじのくに消費者教育推進県域協議会のほか、県内の市町、消費者団体等から御意見をいただきました。

3 県民意見提出手続（パブリックコメント）

令和3年12月21日(火)から令和4年1月16日(日)まで実施し、3団体から、47件の御意見をいただきました。

4 計画の入手方法

県HPからダウンロードできます。

<http://www.pref.shizuoka.jp/kenmin/km-110/shohikeikaku.html>